

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

|             |   |
|-------------|---|
| 行政処分等の年月日   | 令和3年4月1日  |
| 事業者の氏名又は名称  | 株式会社高瀬運送(法人番号6500001009034)(代表者 高瀬達夫)   |
| 事業者の所在地     | 愛媛県西条市ひうち字西ひうち3-20  |
| 営業所の名称      | 東四国営業所  |
| 営業所の所在地     | 香川県さぬき市昭和字熊田1310-1  |
| 行政処分等の内容    | 輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告   |
| 主な違反の条項     | 貨物自動車運送事業法第17条第4項   |
| 違反行為の概要     | <p>令和3年2月24日及び同年3月3日、利用者等からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運行管理者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第22条)</p> <p>(4)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 2点  |
| 違反点数(事業者)   | 2点  |

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

|             |  |
|-------------|--|
| 行政処分等の年月日   | 令和3年4月12日  |
| 事業者の氏名又は名称  | 滝宮運送有限会社(法人番号4470002010871)(代表者 山本新吾)  |
| 事業者の所在地     | 香川県綾歌郡綾川町滝宮215-1   |
| 営業所の名称      | 本社営業所  |
| 営業所の所在地     | 香川県綾歌郡綾川町滝宮215-1   |
| 行政処分等の内容    | 輸送施設の使用停止(120日車)及び文書警告   |
| 主な違反の条項     | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項   |
| 違反行為の概要     | <p>令和2年7月28日及び同年9月11日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、9件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(6)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(7)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(8)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(9)要件を満たさない者が運行管理者の業務の補助者として点呼を行っていたこと(安全規則第18条第3項)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 12点  |
| 違反点数(事業者)   | 12点  |

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

|             |   |
|-------------|---|
| 行政処分等の年月日   | 令和3年4月13日   |
| 事業者の氏名又は名称  | さくら物流株式会社(法人番号5480001002802)(代表者 大西幸夫)  |
| 事業者の所在地     | 徳島県徳島市東沖洲2-62   |
| 営業所の名称      | 本社営業所   |
| 営業所の所在地     | 徳島県徳島市南沖洲5-7-61   |
| 行政処分等の内容    | 輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告   |
| 主な違反の条項     | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項  |
| 違反行為の概要     | <p>令和2年11月27日、労働局と合同で監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(4)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 3点  |
| 違反点数(事業者)   | 3点  |

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

|             |  |
|-------------|--|
| 行政処分等の年月日   | 令和3年4月13日  |
| 事業者の氏名又は名称  | かけはし急便有限会社(法人番号2480002011771)(代表者 桃平忠孝)  |
| 事業者の所在地     | 徳島県板野郡板野町那東字野神元2-1   |
| 営業所の名称      | 本社営業所  |
| 営業所の所在地     | 徳島県板野郡板野町那東字野神元2-1   |
| 行政処分等の内容    | 輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告  |
| 主な違反の条項     | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項   |
| 違反行為の概要     | <p>令和2年11月9日及び同年11月25日、労働局と合同で監査を実施したところ、6件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(4)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(5)新たに雇い入れした運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(6)新たに雇い入れした運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 2点   |
| 違反点数(事業者)   | 2点   |

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

|             |   |
|-------------|---|
| 行政処分等の年月日   | 令和3年4月20日   |
| 事業者の氏名又は名称  | 株式会社サヌキエクスプレス(法人番号7470001011364)(代表者 高瀬宏之)  |
| 事業者の所在地     | 香川県東かがわ市川東5-1   |
| 営業所の名称      | 本社営業所   |
| 営業所の所在地     | 香川県東かがわ市川東5-1   |
| 行政処分等の内容    | 輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告   |
| 主な違反の条項     | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項  |
| 違反行為の概要     | <p>令和2年10月15日及び同年10月26日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、5件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 3点  |
| 違反点数(事業者)   | 3点  |

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。